

# 上天草市特定居住促進計画

令和 8 年 3 月 2 7 日策定

自治体名	熊本県上天草市	計画期間	令和 8 年度～令和 1 2 年度
------	---------	------	-------------------

## 1. 特定居住促進区域



## 2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

### (1) 基本方針

#### 1. 地域資源を活かした特定居住の推進

海・島嶼環境、自然景観、歴史・文化など本市ならではの資源を活用し、湯島（滞在・居住の中核）—江樋戸港（玄関口）—宮津（情報発信・地域交流）の役割分担を通じて、滞在・交流・関係人口を拡大する。

#### 2. 地域住民と滞在者の交流・共生

地域活動・地域行事・体験プログラムへの参加機会を創出し、地元住民と滞在者の自然な交流を促進する

#### 3. 関係人口の拡大と将来的な移住促進

二地域居住・長期滞在をきっかけとして、段階的に地域活動・移住へとつなぐ。

### (2) 目標

- ・年間お試し滞在件数：初年度 20件 → 3年後 40件
- ・コワーキング等（延べ）利用者数：初年度 100人 → 3年後 250人
- ・二地域居住継続率（1年以上）：50%以上

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設	シーグラス（湯島交流施設）	上天草市大矢野町湯島540-3	用途地域外（島嶼部）	整備済み	上天草市	整備済み
2							
3							

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

・ 用途（施設の種別）

該当なし

・ エリア

該当なし

・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

該当なし

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

該当なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

No	施設の用途・名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1						
2						
3						

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

・ 用途（施設の種類）

該当なし

・ エリア

該当なし

・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

該当なし

## 5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

1. 移住・二地域居住ワンストップ相談窓口の設置・運営
2. SNS・WEB等を活用した情報発信
3. お試し暮らし体験プログラムの実施（湯島・宮津等）
4. 二地域居住者向け住宅リフォーム補助制度の検討
5. 地域体験・行事参加プログラム（漁業体験・郷土料理体験等）の実施
6. 道の駅・物産館等を活用した地場産品販路形成と就業支援
7. 拠点間アクセス改善（道路整備、船便接続、駅前整備）

## 6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

## 7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取：令和8年3月18日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

- ・ 住民説明会の開催（実施予定）
- ・ パブリックコメントの実施（予定）

(3)都市計画との調和に関する事項

- ・ 各拠点施設について、用途地域・都市計画区域区分等との整合性を確認し、必要に応じて用途特例（広活法第24条・第25条）適用の可否を判断する。
- ・ 交通量・景観・環境負荷等について地域特性を踏まえ、都市計画との調和を確保する。